

LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)

第48期決算分配金の引き下げについて

平素より『LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)』(以下、当ファンドといいます。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2018年2月15日に第48期決算を迎えました。当期の分配金(1万口当たり、税引前、以下同じ。)につきましては、以下の通り、40円から10円引き下げ、30円と致しましたことをご報告申し上げます。

**第48期の分配金(1万口当たり、税引前)
30円**

当ファンドでは、期中の債券の利子収入等に加えて、過去の利子収入、債券・為替の売買益や評価益などの一部を充てることにより分配をお支払いしております。今回の分配金の見直しは、分配金を抑えることにより、安定した分配の継続と信託財産の成長を目指すものです。

当レターでは分配金引下げの背景や運用動向などをQ&A形式でご説明しています。今後ともファンドの運用にあたっては、パフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

設定来の基準価額および分配金の推移
(2014年2月28日～2018年2月14日)



(設定来)分配金累計額: 1,750円(1万口当たり、税引前)

※分配金および分配金累計額は2018年2月15日時点。
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金を支払わない場合があります。
 ※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は信託報酬控除後のものです。
 ※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

【よくあるご質問】

Q1 なぜ分配金を40円から30円に引き下げたのですか？

A1 分配対象額*や基準価額の水準などを勘案した結果、分配金を引き下げ、その差額をファンドの純資産に留保することで、安定的な分配の継続と信託財産の成長を目指すためです。

* 分配対象額：繰越分を含めた経費控除後の利子収入および為替の上昇益(評価益を含む)等の全額

当ファンドの分配金額は、分配方針に基づき分配対象額や基準価額の水準などを勘案して決定されます。今決算において分配金額を40円から30円へ引き下げた主な背景は、以下の通りです。

2016年以降、主に利子収入の安定的な獲得から、当ファンドの基準価額(分配金込み)は良好に推移しています。一方、分配金支払い後の基準価額については、概ね横ばいで推移しています(下図)。

ファンドの基準価額は、毎決算時に分配金をお支払いした分だけ下がります。下図を見ると、継続的に分配金をお支払いした結果、当ファンドの運用パフォーマンスを表す基準価額(分配金込み)と分配金支払い後の基準価額の差が拡大していることがわかります。分配金の引き下げは、運用で得た収益などを内部留保して運用に振り向けることができ、また、決算日の基準価額の下落を抑えることとなります。

また、当ファンドの分配金支払いにおいては、期中の債券の利子収入等に加えて、過去の利子収入、債券・為替の売買益や評価益などの一部を充てることにより分配をお支払いしております。将来にわたり安定的な分配を継続し、信託財産の成長の可能性を高めるためには、分配水準を引き下げることが望ましいと考えました。

こうした状況下、当ファンドの運用をとりまく投資環境も考慮した結果、今回分配金を従来の40円から30円に引き下げる判断をいたしました。

基準価額の推移

(2016年1月4日～2018年2月14日)



※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は信託報酬控除後のものです。

※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

※基準価額(分配金込み)は、2016年1月4日の値が基準価額と同一となるように指数化しています。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」のご留意事項をご確認ください。

Q2

設定来のファンドの運用実績を教えてください。

A2

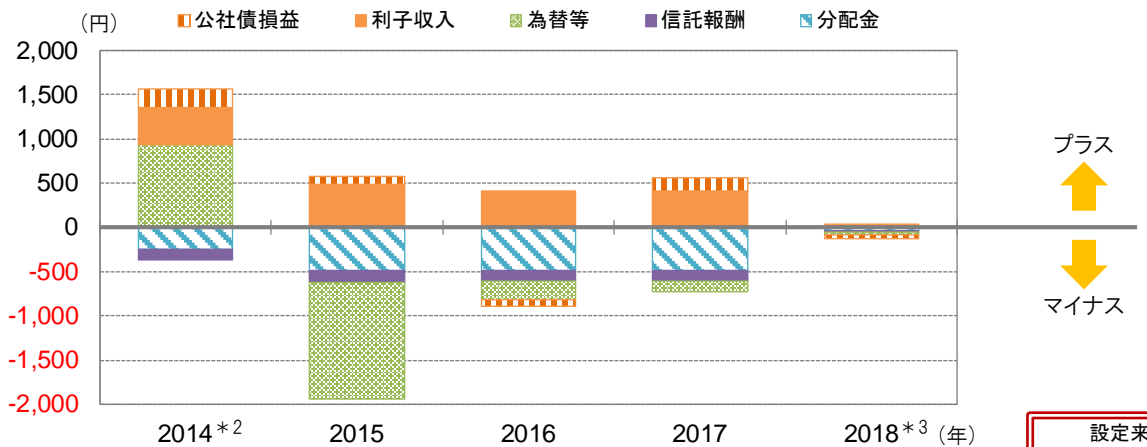
2018年1月末現在、設定来*4のトータルリターンは+9%です。
設定来の基準価額の変動要因を年ごとに分解すると、利子収入が安定的にプラスに寄与した一方、公社債損益および為替は年によってまちまちとなり、分配金のお支払いはマイナス要因となっています。

2018年1月末現在、設定来のトータルリターンは+9%となっています。**基準価額の変動要因**を年ごとに分解すると(下図)、以下のような主な特徴が挙げられます。

要因	結果	背景
公社債損益	年によってまちまち(変化幅は相対的に小さい)	金利の変化
利子収入	全ての年で安定的にプラスに寄与	安定した利回り水準(2.9%*1、2018年1月末)
為替等	年によってまちまち	金利水準や市場心理など複数の要因
分配金	マイナス要因	継続的な分配金のお支払い

*1 LM・ニュージーランド債券マザーファンドの最終利回り

当ファンドの基準価額の変動要因分解 (設定日:2014年2月28日~2018年1月31日)



	2014*2	2015	2016	2017	2018*3 (年)	設定来*4
公社債損益	199 円	97 円	-66 円	158 円	-45 円	342 円
利子収入	429 円	487 円	419 円	410 円	36 円	1,780 円
為替等	935 円	-1,320 円	-209 円	-116 円	-36 円	-745 円
信託報酬	-121 円	-145 円	-130 円	-132 円	-12 円	-540 円
① 上記合計	1,442 円	-881 円	13 円	320 円	-57 円	837 円
② お支払い分配金	240 円	480 円	480 円	480 円	40 円	1,720 円
①-② 分配金支払後の基準価額の変動	1,202 円	-1,361 円	-467 円	-160 円	-97 円	-883 円

*2 2014年は当ファンド設定日(2月28日)~12月30日 *3 2018年は1月4日~1月31日

*4 設定来は設定日(2014年2月28日)~2018年1月31日

*5 2018年1月31日時点、基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して委託会社が算出したものです。

※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額*5	9,117 円
基準価額(分配金込み)*5	10,908 円

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「留意事項」をご確認ください。

Q3 分配金を引き下げたのは、運用成績が悪いからですか？

A3 分配金額が多い／少ないというのは、ファンドの運用成績を必ずしも反映するものではありません。運用成績は、基準価額の変動と受け取った分配金を合わせたトータルリターンで考えることが重要です。

分配金は投資信託の純資産から支払われます。そのため「分配金額が多い／少ない」というのは、運用で得た収益などをどのように配分するか(分配金として支払う／内部留保し運用に振り向ける)の違いであり、必ずしも運用成績を反映するものではありません。

ファンドの運用成績は、分配金の多寡ではなく、基準価額の動きと受け取った分配金を合わせた総合的な収益率(トータルリターン)の確認が重要です。

2018年1月末現在、当ファンドのトータルリターンは、設定来で+9%となっています。

当ファンドのトータルリターン

	累積リターン*
過去1年	+1%
過去3年	+2%
設定来	+9%

* 基準価額(分配金込み)を使用
※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。
※2018年1月末時点
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

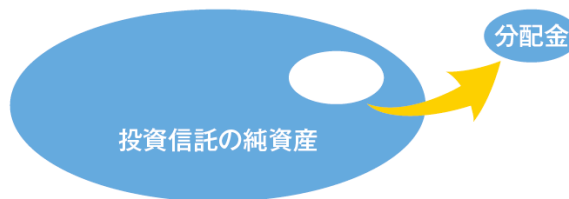
Q4 引き下げられた分の分配金は、どこへ行ったのですか？

A4 分配金はファンドの純資産から支払われます。そのため、分配金の支払いを引き下げた分はファンドの純資産として留保され、運用に振り向けられます。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金を引き下げると、その金額相当分はファンドの純資産に留保され、運用に振り向けられます。運用者は、留保された資金をもとに、投資妙味があると判断した債券により多くの投資を行うことが可能となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



Q5 分配金が今後変更されることはありますか？

A5 分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要であると判断された場合には変更されることがあります。

分配金額は、収益分配方針に基づき、基準価額の水準や市場動向、また分配対象額の水準などを総合的に勘案して決定します。

今後、見直しが必要であると判断される場合には、引き下げ、もしくは引き上げることがあります。

Q6 分配対象額（分配可能原資）はどのような状況ですか？

A6 第48期時点の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は、532円となっています。過去の分配金及び分配対象額の水準などの詳細については、運用報告書にてご確認いただけます。

第48期(2018年2月15日)時点の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は、532円となっています。

分配金額は、収益分配方針に基づき、分配対象額の水準だけでなく、基準価額の水準や市場動向などを総合的に勘案して決定しています。過去の分配金及び分配対象額の水準などの詳細については、運用報告書にてご確認いただけますので、当社ホームページ(<http://www.leggmason.co.jp/products/530026.html>)等をご参照ください。

Q7 ニュージーランドの足元の金融・経済動向について教えてください。

A7 政策金利は過去最低水準の1.75%となっています。経済成長の安定と、インフレ率の回復を確実なものとするために、ニュージーランド準備銀行は、当面は中立的な金融政策を維持する方針です。

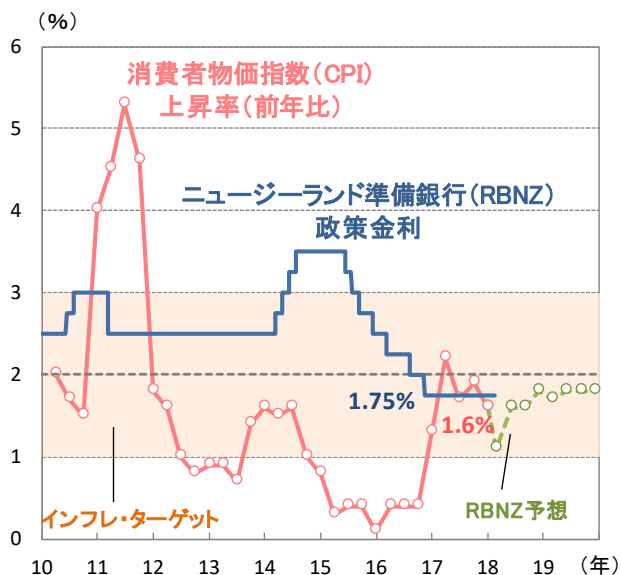
ニュージーランドの政策金利は過去最低水準の1.75%で推移

ニュージーランド準備銀行(RBNZ)は2018年2月の政策決定理事会において、8会合連続で政策金利を1.75%で据え置く決定を下しました。スポンサー総裁代行は今後の金融政策について、「相当な期間にわたって緩和的な金融政策が継続されるだろう」と述べ、引き続き中立的な政策姿勢を維持する方針を示しました。

ニュージーランド経済については、2017年7-9月期のGDP成長率が前年比+2.7%と予想を上回り、底堅さを維持しています。またインフレ率の動向は、2017年10-12月期の消費者物価上昇率(CPI)が前年比+1.6%とインフレ・ターゲットの中央値をやや下回るものの、先行きのCPIインフレ率に関するRBNZの予想では2019年にかけてインフレ・ターゲットの中央値に向けて穏やかに持ち直す見込まれています。

こうした環境下、RBNZの中立的な金融政策がしばらく継続すると見込まれるため、債券相場は比較的安定した動きが期待されます。ニュージーランドの5年国債利回りについては、2017年以降は概ね2.5%前後で推移しています。2018年2月14日現在の5年国債の利回りは2.4%となっています。

ニュージーランドの政策金利とインフレ率



(出所)ニュージーランド準備銀行(RBNZ)、ニュージーランド統計局
 (期間)政策金利:2010年1月1日~2018年2月14日
 CPI:2010年1-3月期~2017年10-12月期
 ※RBNZのインフレ予想は2018年2月8日時点

ニュージーランドの5年国債利回りの推移

(2016年1月1日~2018年2月14日)



(出所)ブルームバーグ

【お申込みメモ】

フ ァ ン ド 名	LM・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)
購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購 入 ・ 換 金 の 申 込 受 付 不 可 日	メルボルン、オークランドまたはウェリントンの銀行休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
信 託 期 間	平成36年2月15日まで(平成26年2月28日設定) 信託期間は延長することがあります。
決 算 日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.78%(税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	純資産総額に対し 年率1.404%(税抜1.30%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	売買委託手数料、保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)等を信託財産から支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
購 入 申 込 取 扱 場 所	取扱販売会社までお問合せください。

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【委託会社、その他の関係法人の概況】

委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド(在オーストラリア)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 http://www.leggmason.co.jp (03)5219-5943

【販売会社】

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第180号	○	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○		
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○				
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○				

●当資料は、説明用資料としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

当ファンドについてのご注意事項

投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」や「信用リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わないことがあります。

その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

本資料をご覧ください。上のご注意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の支払いの保証はありません。●証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。●当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。●投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。●投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。●投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。●投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。●投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身で判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。

設定・運用は

レグ・メイソン・アセット・マネジメント

商号:レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会